



労災保険および健康保険から 給付される内容について 整理されました

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

先日、とある大学からインターンシップを受け入れてくれないかと打診されました。当社としても雇用のミスマッチを解消したく、また就職活動中の学生の思いを聞きたいと思っていることから、前向きに受け入れを検討しています。ただ、インターンシップ中にケガをするなどのことも予想されますが、その場合、労働者災害補償保険（労災保険）が利用できるのですか？



総務部長



なるほど、学生にも従業員の方にもよい経験となりそうですね。保険のことですが、通常のインターンシップは雇用契約ではなく、業務とは判断されないため労災保険は利用できません。

社労士

となると、何か民間の保険に加入してもらう必要があるのですか？



確かに民間のインターンシップ保険への加入を勧める大学等もあるようですが、この10月にインターンシップ等に関する保険適用が整理され、健康保険が利用できることになりました。整理された内容をより具体的に説明すると、健康保険では、被保険者または被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡または出産に対して保険給付を行うことと、労災保険で適用されないものが給付の対象となりました。



なるほど。いまの説明を聞くと、労災保険の特別加入をしていない役員が、業務中に災害に遭った場合でも健康保険が利用できるようになったとも判断できるのですが、そうなったのですか？



いえ、その部分は変更になっていません。あくまでも役員の業務中の災害は特別加入をし、労災保険を利用しなければなりません。ただし、健康保険の被保険者数が5人未満である企業の役員で、従業員が従事する業務と同じ業務をしているときに災害に遭った場合には、健康保険が利用できるという例外が以前からあります。この例外については今後も継続することになっています。



必要に応じて、これまで通り労災保険の特別加入も考えなければなりませんね。



そうですね。災害に遭ってからでは遅いですのでご注意ください。

【ワンポイントアドバイス】

1. 平成25年10月から、インターンシップ等で活動している際に災害に遭ったときに労災保険から給付が行われなときは、健康保険から給付が行われることになった。
2. 労災保険の特別加入をしていない役員が、業務中に災害に遭った場合には、1.に関わらず健康保険から給付は行われな。ただし、健康保険の被保険者数が5人未満の企業には例外がある。

